

令和5年度障がい福祉主要事業の計画案

1 障がい者自立支援協議会の運営

令和5年度は、ながふく障がい者プランのうち、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定及び障害者基本計画の中間見直しを行う。

(1) 本会議

年3回程度

ア 第1回会議

- ・ながふく障がい者プランの令和4年度評価について
- ・令和4年度の事業報告及び令和5年度の事業計画について

イ 第2回会議

- ・プロジェクトの進捗状況について
- ・障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の素案について

ウ 第3回会議

- ・計画案について

(2) 事務局会議

年3回程度

(3) プロジェクトチームの活動計画

別紙のとおり

(4) 障がい福祉関係者連絡会

年2回開催（第1回は6月に開催予定）

2 地域生活支援拠点機能の充実

令和4年度に実施したプロジェクトの結果を踏まえ、障がい者基幹相談支援センターに、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図る「地域生活支援拠点コーディネーター」を配置する。

また、引き続き、緊急時に一時的に宿泊ができる居室（通所事業所、宿泊施設等）の確保事業についての検討を進める。

3 令和5年度障がい福祉事業関係予算

障害福祉サービス及び障害児通所支援サービスの給付費をはじめとする扶助費の増加により前年度と比較し予算が増加している。

(1) 障がい援護事業 98,785千円（前年度比 1.9%減）

（タクシー料金助成、グループホーム事業費補助、障害者手当等）

(2) 地域生活支援事業 99,386千円（前年度比 76%増（注））

（尾張東部権利擁護センター負担金、成年後見制度利用支援事業、地域

生活支援事業サービス給付等)

(注) 令和5・6年度は、本市が尾張東部権利擁護支援センター運營業務の事務局であり、構成市町の負担金を本市に計上しているため、大幅増。

- (3) 障がい者自立支援事業 825, 680千円 (前年度比 4%減)
(障害福祉サービス給付、自立支援医療費等)
- (4) 児童発達支援事業 652, 549千円 (前年度比 7.7%増)
(放課後等デイサービス等の給付費等)

※(1)~(3)は福祉課、(4)は子ども家庭課にて予算措置。

7 令和5年度からの新規事業・主なサービス、制度等の見直し

- (1) 障がい者相談支援事業の拡充

委託先を増やし、増加する相談ニーズへの対応強化を図る。

- ア 北及び長久手中学校区：長久手市障がい者相談支援センター
((社福)長久手市社会福祉協議会)
- イ 南中学校区：相談支援おかげさん ((社福)百千鳥福祉会)

- (2) 地域活動支援センターの新設

地域で暮らす障がいがある人が創作的活動やレクリエーション活動等を行ったりするうことができる地域活動支援センターを設置。精神保健福祉士を配置し、専門的な支援や社会との交流の促進を図る事業(機能強化事業I型)を実施。

なお、本事業は、本市からの委託により(社福)百千鳥福祉会が障がい者相談支援事業と一体的に実施。

8 その他事業

- ・協働まちづくり事業(たつせがある課事業)

福祉課が協働事業として「ふくしのイラストづくり事業」を提案したところ、学生団体から応募あり、プレゼンテーション審査を通過したのち、協働して事業を進める。

- ・障がい者通所施設歯科健診事業(8~12月)
- ・福祉有償運送ドライバー認定講習会(10月)
- ・手話奉仕員養成講座(5月~令和6年2月)
- ・要約筆記奉仕員養成講座(12月~令和6年2月)

医療的ケア児等の災害対策プロジェクトチーム 活動計画

1 プロジェクトの到達点

医療的ケア児者及び重症心身障害者（以下、医療的ケア児等）について、個別避難計画に基づき本人の参加のもと避難訓練、必要な対策の検討等を実施し、医療的ケア児等の災害対策情報をとりまとめる。

2 設置期間

令和5年度末まで

3 構成員

- (1) 医療的ケア児等及びその家族
- (2) 対象となる医療的ケア児者に関わる関係者
- (3) 市安心安全課（防災担当部局）及び健康推進課
- (4) 瀬戸保健所

事務局：福祉課・基幹相談支援センター

4 活動スケジュール

会議	時期	内容
第1回目	6月1日	・現状とPTの方向性について共有 ・対象者の選定（2名の予定）
第2回目	7月末	・個別避難計画の作成・確認 ・避難訓練の実施に向けた詳細打合せ
第3・4回目	10・11月	避難訓練の実施（2名、各1回）
第5回目	12月	・訓練の反省・課題の抽出 ・課題への方策の検討
第6回目	2月	・災害対策情報のとりまとめ ・PTのまとめ及び評価

5 その他

本プロジェクトは、瀬戸保健所における「地域健康課題対応事業」と連携して実施することとし、アドバイザーとして愛知医科大学准教授の佐々木裕子氏（看護学部在宅看護学）に参加いただく予定。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築プロジェクトチーム 活動計画

1 プロジェクトの到達点

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムにおける「協議の場」を設置し、課題への対応や連携強化をします。

2 設置期間

令和5年度末まで

3 構成員

- (1) IMOM 長久手（就労継続支援 B 型事業所）
- (2) 地域活動支援センター百
- (3) 心暖（自立訓練事業所）
- (4) アイリス日進（訪問看護ステーション）
- (5) 株式会社トビラ（居住支援法人）
- (6) ほっとくらぶ（精神障がい者の家族会）
- (7) 瀬戸保健所
- (8) 和合病院
- (9) 市健康推進課（精神保健担当部局）

事務局：福祉課・基幹相談支援センター

4 活動スケジュール

会議	時期	内容
第1回目	6月	精神障がい者部会（令和元年～2年）の活動、個別訪問調査結果等を踏まえた課題の整理・共有
第2回目	7月	課題に対する地域の体制づくりに関する協議①
第3回目	9月	・課題に対する地域の体制づくりに関する協議① ・地域包括ケアシステムの今後の評価方法について
第4回目	2月	P Tのまとめ・評価

5 その他

令和4年に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正と相まって、障害者の日常生活及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が一部改正された。今回の改正において、精神障害者の権利擁護を図るものであることを明確にするとともに、地域生活の支援の強化等により精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制を整備が一層求められることとなった。

発達障害等の傾向のある不登校児への切れ目ない支援体制整備
プロジェクトチーム 活動計画

1 プロジェクトの提案に至った経緯・到達点

<経緯>

療育支援体制整備プロジェクトチーム（令和3年～令和4年）にてこどもに関わる各関係機関が連携し、こどもの発達相談室を中心とした途切れのない支援体制の構築及びこどもに関わる関係機関で構成される協議体の設置により、関係機関同士の情報共有やこどもを取り巻く課題を把握するための仕組みを整えてきた。しかし、義務教育終了後（15歳以降）の支援体制について課題が残った。具体的にはひきこもり、不登校、思春期のメンタル面の課題、就労に向けた相談、家庭環境や親子の関係性を踏まえた支援、その他福祉サービスが馴染まない児童や繋がりがきれてしまう児童等、手助けが必要と思われる若者の実態把握や一人一人の個別性に寄り添った支援（社会資源）の必要性が求められているのは明白である。現状ではこどもの問題の解決策として福祉サービス利用（放課後等デイサービス）以外の選択肢が乏しいことも指摘されている。

本プロジェクトでは、実際のケースで具体的な支援策及び必要な支援体制について検討し、今後に向けて関係者と共有することを目的とする。

<プロジェクトの到達目標>

- ① 学校卒業後も、本人・家族の相談先が確保される。（切れ目ない支援）
- ② 「福祉」と「教育」の連携を強化し、学齢期からの支援策を検討する。

2 設置期間

令和6年度末まで

3 構成員

学校関係者（教育総務課、スクールソーシャルワーカー、教職員等）

事務局：子ども家庭課（こどもの発達相談室）・障がい者基幹相談支援センター

4 活動スケジュール

会議	時期	内容
第1回	令和5年5月10日	・PTの方向性について共有 ・活動スケジュール・実施方法について検討
第2回	令和5年7月～8月	・市内中学校を対象に実態調査を実施 ・調査結果を集約
第3回目	令和5年9月	・支援対象者（モデルケース）の選定 ・支援方法の検討
	令和5年11月 ～令和6年12月	対象者への支援

第4回目	令和7年1月～2月	・支援結果の共有 ・検証・課題の確認
第5回目	令和7年3月	報告書のとりまとめ、PTまとめ・評価

5 プロジェクトを進めるにあたって

市の委託により毎年実施してきた個別訪問調査において、障害のある「ひきこもり」の方の多くが過去に不登校であることが分かっている。卒業後も自宅にひきこもった状態であると30年ほどが瞬く間に過ぎ、親の介護問題が起きる50代になって初めて社会に発見され、人生を取り戻すことが難しい状態となっている。

不登校の子どもが卒業を迎えるタイミングで、障がい関係機関に引き継がれるケースもあるが、家で過ごすことが常態化していること、変化を受け入れる余地が少なくなっており、早期の介入に比べ支援の難しさを感じることも多いことから、「福祉」と「教育」の連携強化に取り組む。